

## 用地調査業務等積算基準及び標準歩掛の改定概要

(詳細は新旧対照表を参照)

- 1 文書の体裁や用語の一部を変更する。
- 2 用地測量業務に係る電子成果品作成費を計上する。
- 3 用地測量業務の機械経費及び材料費割合の一部を変更する。
- 4 用地測量業務の材料費の構成の一部を変更する。
- 5 調査業務の標準歩掛において、「共通」区分を追加し、各調査項目における「打合せ協議」を、統一の歩掛とする。
- 6 調査業務の標準歩掛において、複数の業務区分を同一の業務として発注する場合は、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上する。
- 7 調査業務の標準歩掛において、次の歩掛の一部を変更する。
  - (1) 営業その他の調査 現地踏査、営業に関する調査及び算定、居住者に関する調査、動産に関する調査及び算定、その他通損に関する算定
  - (2) 再算定業務 再調査業務
  - (3) 消費税等調査 消費税等調査
  - (4) 土地評価 残地補償算定業務
- 8 調査業務の標準歩掛に係る人員について、次の歩掛に「技師A」を追加する。

営業その他の調査 居住者に関する調査、動産に関する調査及び算定、その他通損に関する算定
- 9 調査業務の歩掛の追加に伴い、各項目番号、表番号を一部変更する。
- 10 調査業務の標準歩掛において、単位、規模、備考欄の表現を一部変更する。
- 11 調査業務の標準歩掛において、「営業に関する調査及び算定」の歩掛の補正等について一部変更する。
- 12 標準歩掛における別表の設計数量表示単位一覧表を一部変更する。